育児介護休業規程

Takashi Uchibe

2012年1月21日

第1章 目的

第1条 目的

本規則は、従業員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

第2条 育児休業の対象者

第2条第1項 育児休業を取得できる者

育児のために休業することを希望する従業員(日雇従業員を除く)であって、1歳に満たない子と同居し、 養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。

- 1. 入社1年以上であること
- 2. 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
- 3. 子が 1 歳に達する日から 1 年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

第2条第2項 労使協定により育児休業取得者から除外される者

会社は第2条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

- 1. 入社1年未満の従業員
- 2. 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 3. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

第2条第3項 育児休業の期間

配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

第2条第4項 育児休業の期間(特別な事情のある場合)

次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

- 1. 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
- 2. 次のいずれかの事情があること
 - (a) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (b) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

第3条 育児休業の申出の手続等

第3条第1項 育児休業の申出

育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書(社内様式1)を人事部労務課に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の期間契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

第3条第2項 育児休業の回数

申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき 1 回限りとする。ただし、産後休業をしていない 従業員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間以内にした最初の育児休業については、1 回の申出にカウントしない。

- 1. 第2条第1項に基づく休業をした者が第2条第4項に基づく休業の申出をしようとする場合又は第3 条第1項後段の申出をしようとする場合
- 2. 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

第3条第3項 育児休業の申出時に必要な添付書類

会社は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第3条第4項 育児休業申出時の取扱通知書の交付

育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、育児休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第3条第5項 育児休業対象児出生届

申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に人事部労務課に育児休業対象 児出生届(社内様式3)を提出しなければならない。

第4条 育児休業の申出の撤回等

第4条第1項 育児休業の申出の撤回

申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届(社内様式4)を人事部労務課に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

第4条第2項 育児休業申出撤回時の取扱通知書の交付

育児休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第4条第3項 育児休業申出撤回時の再申請

育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、第2条第4項に基づく休業の申出をすることができる。

第4条第4項 育児休業申出に係る子を養育しないこととなった場合

育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第5条 育児休業の期間等

第5条第1項 育児休業期間の申出

育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで(第2条第3項及び第2条第4項)に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書(社内様式1)に記載された期間とする。

第5条第2項 育児休業期間の指定

第5条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を 行うことができる。

第5条第3項 育児休業期間変更の申出

従業員は、育児休業期間変更申出書(社内様式5)により人事部労務課に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月前(第2条第4項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。育児休業開始予定日の

繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間内で、一回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

第5条第4項 育児休業期間変更時の取扱通知書の交付

育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第5条第5項 育児休業の終了

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- 1. 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合 において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定 した日とする。)
- 2. 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日(第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日)
- 3. 申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休業、介 護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
- 4. 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年 に達した場合 当該1年に達した日

第5条第6項 育児休業期間中に子を養育しないこととなった場合

第5条第5項1の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

第6条 介護休業の対象者

第6条第1項 介護休業をすることができる者

要介護状態にある家族を介護する従業員(日雇従業員を除く)は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、期間契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。

- 1. 入社 1 年以上であること。
- 2. 介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という。)から 93 日を経過する日(93 日経過日)を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。
- 3.93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない こと。

第6条第2項 労使協定により介護休業取得者から除外される者

第6条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

- 1. 入社1年未満の従業員
- 2. 申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 3. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

第6条第3項 要介護状態にある家族

要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- 1. 配偶者
- 2. 父母
- 3. 子
- 4. 配偶者の父母
- 5. 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって従業員が同居し、かつ、扶養している者
- 6. 上記以外の家族で会社が認めた者

第7条 介護休業の申出の手続等

第7条第1項 介護休業の申出

介護休業をすることを希望する従業員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書(社内様式6)を人事部労務課に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

第7条第2項 介護休業の回数

申出は、特別な事情がない限り、対象家族 1 人につき 1 要介護状態ごとに 1 回とする。ただし、1 の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

第7条第3項 介護休業の申出時に必要な添付書類

会社は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第7条第4項 介護休業申出時の取扱通知書の交付

介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第8条 介護休業の申出の撤回等

第8条第1項 介護休業の申出の撤回

申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届(社内様式 4)を人事部労務課に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

第8条第2項 介護休業申出撤回時の取扱通知書の交付

介護休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第8条第3項 介護休業申出撤回時の再申請

介護休業の申出を撤回した者について、同一対象家族の同一要介護状態に係る再度の申出は原則として1回とし、特段の事情がある場合について会社がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができるものとする。

第8条第4項 介護休業申出に係る家族を介護しないこととなった場合

介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第9条 介護休業の期間等

第9条第1項 介護休業の期間の申出

介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日間の範囲(介護休業開始予定日から起算 して 93 日を経過する日までをいう。) 内で、介護休業申出書(社内様式 6) に記載された期間とする。ただし、 同一家族について、異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第 17 条に規定する介護短 時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して 93 日間までを原則とする。

第9条第2項 介護休業期間の指定

第9条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を 行うことができる。

第9条第3項 介護休業期間変更の申出

従業員は、介護休業期間変更申出書(社内様式 5)により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに人事部労務課に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日(異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第17条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数)の範囲を超えないことを原則とする。

第9条第4項 介護休業期間変更時の取扱通知書の交付

介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書(社内様式2)を交付する。

第9条第5項 介護休業の終了

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- 1. 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。)
- 2. 申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

第9条第6項 介護休業期間中に家族を介護しないこととなった場合

第 9 条第 5 項 1 の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

第10条 子の看護休暇

第10条第1項 子の看護休暇を取得できる者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に定める年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の従業員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

- 1. 入社 6 か月未満の従業員
- 2. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

第10条第2項 時間単位の子の看護休暇取得

子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。

第10条第3項 子の看護休暇取得の申出

取得しようとする者は、原則として、事前に人事部労務課に申し出るものとする。

第10条第4項 子の看護休暇中の給与・賞与・昇給・退職金の取扱

給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第5章 介護休暇

第11条 介護休暇

第11条第1項 介護休暇を取得できる者

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員(日雇従業員を除く)は、就業規則に定める年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の従業員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- 1. 入社 6 か月未満の従業員
- 2. 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

第 11 条第 2 項 時間単位の介護休暇取得

介護休暇は、時間単位で取得することができる。

第11条第3項 介護休暇取得の申出

取得しようとする者は、原則として、事前に人事部労務課に申し出るものとする。

第11条第4項 介護休暇中の給与・賞与・昇給・退職金の取扱

給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第6章 所定外労働の免除

第12条 育児のための所定外労働の免除

第12条第1項 所定外労働の免除措置を受けられる者

3 歳に満たない子を養育する従業員(日雇従業員を除く)が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

第 12 条第 2 項 労使協定により所定外労働の免除措置を受けられる者から除外される者

第 12 条第 1 項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの所定外労働の免除の申出は拒むことができる。

- 1. 入社1年未満の従業員
- 2. 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

第12条第3項 所定外労働の免除措置の申出

申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「免除期間」という。)について、免除を開始しようとする日(以下この条において「免除開始予定日」という。)及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1か月前までに、育児のための所定外労働免除申出書(社内様式7)を人事部労務課に提出するものとする。この場合において、免除期間は、第13条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

第12条第4項 所定外労働の免除措置の申出時に必要な添付書類

会社は、所定外労働免除申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第12条第5項 所定外労働免除対象児出生届

申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に人事部労務課に所定外労働免除対象児出生届(社内様式3)を提出しなければならない。

第12条第6項 所定外労働の免除措置に係る子を養育しないこととなった場合

免除開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第12条第7項 所定外労働の免除措置の終了

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- 1. 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- 2. 免除に係る子が3歳に達した場合 当該3歳に達した日
- 3. 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は 介護休業の開始日の前日

第12条第8項 所定外労働の免除措置中に子を養育しないこととなった場合

第 12 条第 7 項の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

第13条 育児・介護のための時間外労働の制限

第13条第1項 育児・介護のための時間外労働の制限措置を受けられる者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはない。

第13条第2項 労使協定により時間外労働の制限措置を受けられる者から除外される者

第 13 条第 1 項 にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する従業員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。

- 1. 日雇従業員
- 2. 入社1年未満の従業員
- 3. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

第13条第3項 育児・介護のための時間外労働の制限の申出

申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書(社内様式8)を人事部労務課に提出するものとする。 この場合において、制限期間は、前条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

第13条第4項 時間外労働の免除措置の申出時に必要な添付書類

会社は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第13条第5項 時間外労働制限対象児出生届

申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に人事部労務課に時間外労働制限対象児出生届(社内様式3)を提出しなければならない。

第13条第6項 時間外労働の免除措置に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合

制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第13条第7項 時間外労働の免除措置の終了

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- 1. 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- 2. 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日
- 3. 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は 介護休業の開始日の前日

第13条第8項 時間外労働の免除措置中に子を養育又は家族を介護しないこととなった場合

第 13 条第 7 項 1 の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

第14条 育児・介護のための深夜業の制限

第14条第1項 育児・介護のための深夜業の制限措置を受けられる者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則の定めにかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。

第 14 条第 2 項 労使協定により育児・介護のための深夜業の制限措置を受けられる者から除外される者 第 14 条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。

- 1. 日雇従業員
- 2. 入社1年未満の従業員
- 3. 申出に係る家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員
 - (a) 深夜において就業していない者 (1 か月について深夜における就業が 3 日以下の者を含む。) であること。
 - (b) 心身の状況が申出に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。
 - (c) 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産予定でなく、かつ産後 8 週間以内でない者であること。
- 4. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
- 5. 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

第14条第3項 育児・介護のための深夜業の制限の申出

申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書(社内様式 9)を人事部労務課に提出するものとする。

第 14 条第 4 項 育児・介護のための深夜業の制限の制限の申出時に必要な添付書類

会社は、深夜業制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第14条第5項 深夜業制限対象児出生届

申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に人事部労務課に深夜業制限対象児出生届(社内様式3)を提出しなければならない。

第 14 条第 6 項 育児・介護のための深夜業の制限措置に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった 場合

制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第14条第7項 育児・介護のための深夜業の制限措置の終了

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- 1. 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- 2. 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日
- 3. 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は 介護休業の開始日の前日

第 14 条第 8 項 育児・介護のための深夜業の制限措置中に子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 第 13 条第 7 項 1 の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

第14条第9項 育児・介護のための深夜業の制限措置中の給与

制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

第 14 条第 10 項 育児・介護のための深夜業の制限措置中の勤務時間帯変更

深夜業の制限を受ける従業員に対して、会社は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

第 15 条 育児短時間勤務

第 15 条第 1 項 育児短時間勤務の措置を受けられる者

3歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則定める所定労働時間について 6 時間 に短縮する措置を受けることができる。始業・終業等の時刻は次の通りとする。

始業 午前9時

終業 午後4時

休憩 午前 12 時~午後 1 時 (1 歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。)

上記時刻は労使協議に基づき変更することがある。

第15条第2項 労使協定により育児短時間勤務の措置を受けられる者から除外される者

第 15 条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

- 1. 日雇従業員
- 2.1日の所定労働時間が6時間以下である従業員
- 3. 労使協定によって除外された次の従業員
 - (a) 入社1年未満の従業員
 - (b) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
 - (c) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務として別に定める業務に従事する従業員

第15条第3項 育児短時間勤務の措置の手続

申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書(社内様式11)により人事部労務課に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書(社内様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。

第15条第4項 育児短時間勤務の措置中の給与

本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

第15条第5項 育児短時間勤務の措置中の賞与

賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

第15条第6項 育児短時間勤務の措置中の昇給・退職金

定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第16条 業務上育児短時間勤務が困難な従業員に対する代替措置

第16条第1項 業務上育児短時間勤務が困難な従業員に対する代替措置

第 15 条第 2 項 3c の従業員は、申し出ることにより、子が 3 歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。

第 16 条第 2 項 業務上育児短時間勤務が困難な従業員に対する代替措置の手続

第 16 条第 1 項の育児休業に関する手続その他の事項については、第 2 章に定める育児休業に準じるものとする。ただし、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 3 項の規定は準用しない。

第17条 介護短時間勤務

第17条第1項 介護短時間勤務の措置を受けられる者

要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、対象家族 1 人当たり通算 93 日間の範囲内を原則(ただし、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して 93 日間までを原則とする。)として、就業規則に定める所定労働時間について 6 時間に短縮する措置を受けることができる。始業・終業等の時刻は次の通りとする。

始業 午前9時

終業 午後4時

休憩 午前 12 時 ~ 午後 1 時 (1 歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。)

上記時刻は労使協議に基づき変更することがある。

第17条第2項 介護短時間勤務の措置を受けられる者から除外される者

第17条第1項にかかわらず、日雇従業員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

第17条第3項 介護短時間勤務の措置の手続

申出をしようとする者は、1回につき、93日(介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数)以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介

護短時間勤務申出書(社内様式 12)により人事部労務課に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書(社内様式 13)を交付する。その他適用のための手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。

第17条第4項 介護短時間勤務の措置中の給与

本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

第17条第5項 介護短時間勤務の措置中の賞与

賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

第17条第6項 介護短時間勤務の措置中の昇給・退職金

定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第 10 章 その他の事項

第18条 給与等の取扱い

第18条第1項 育児・介護休業の給与

育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

第18条第2項 育児・介護休業の賞与

賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

第18条第3項 育児・介護休業の昇給

定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した 者については、復職後に昇給させるものとする。

第18条第4項 育児・介護休業の退職金

退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

第19条 介護休業期間中の社会保険料の取扱い

第19条第1項 介護休業期間中の社会保険料の取扱い

介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に会社が納付した額を 翌月 日までに従業員に請求するものとし、従業員は会社が指定する日までに支払うものとする。

第20条 教育訓練

第20条第1項 職場復帰プログラム

会社は、3 か月以上の育児休業又は1 か月以上の介護休業をする従業員で、休業期間中、職場復帰プログラムの受講を希望する者に同プログラムを実施する。

第20条第2項 職場復帰プログラムの実施

会社は、別に定める職場復帰プログラム基本計画に沿って、当該従業員が休業をしている間、同プログラムを行う。

第20条第3項 職場復帰プログラムの費用負担

同プログラムの実施に要する費用は会社が負担する。

第21条 復職後の勤務

第21条第1項 復職後の勤務地・職務等

育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

第21条第2項 復職後の勤務地・職務等の変更

第 21 条第 1 項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、 部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前又は介護休業終了予定日 の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

第22条 年次有給休暇

第22条第1項 年次有給休暇

年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇 及び介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

第23条 法令との関係

第23条第1項 法令との関係

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附則

本規則は、平成 年 月 日から適用する。

附則

本規則は、平成 年 月 日から適用する。